

七月二日(星期四)

一、開議及散會時刻(午前十時四十分)

二、出席議員の次、通りである

| 議席次 | 名     | 議席次 | 名    | 議席次 | 名     |
|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 一   | 仲村春正  | 九   | 米須清祐 | 天   | 香山伸太郎 |
| 二   | 岸本利定  | 一〇  | 岸本正重 | 七一  | 岩波善盛  |
| 三   | 佐藤真徳  | 一一  | 花城清善 | 一八  | 稻嶺盛三  |
| 四   | 中山勝豊  | 一二  | 中里幸助 | 一九  | 遠里敏行  |
| 五   | 安里良朝  | 一三  | 杉本利定 | 二〇  | 柳原正資  |
| 六   | 峯岡健一郎 | 一四  | 山本朝徳 | 二一  |       |
| 七   | 知花正久  | 一五  | 天久盛雄 |     |       |

三、出席議員の次、通りである

三番 伊佐真一

四、市町村自治法第九十二条の規定により、會議事件説明のため出席した者は次の通りである

村長 仲村春勝 財政課長 当山全盛

助役 栗屋真徳 経済課長 澤崎安一

収入役 仲村春松

五、議事日程の次、通りである

日程第一、決議五号の機件落事故に対する抗議文決議

宜野湾村役所

大會議の類

議長

午前七時四十分開會宣言

出席議員十八名であり、よって中町村自治法第五十三條の規定により議會は成立致し、休會中の議會を此令より開會致し、

議長

後に残る議案は私の一身に開する議案であり、

副議長

副議長に議長職務をお願致し、

議長

日程を変更する緊急動議を提出致し、

議長

普天間三ツツの解禁案に対して、我々議會として、代表を遣へて対策を構じたいと思ひ、休會して、全体協議會で進めたい、

副議長

唯今の動議は成立致してあります、

議長

今日休會も、全体協議會で進めて行きたいと思ひますが、

議長

要議なしと唱うりあり、

議長

御異議からい様であり、全体協議會で進めて行きます、

議長

休會致し、(午前七時五分)

議長

再開致し、(午前七時五分)

議長

三日の日程は、陸海事件で多くの人名と損害を及ぼしたが、

議長

議會で、中電を送ったが、小々の金額であり、お出し合つ

議長

てやりたいたい事である、

宜野灣村役所

|     |   |
|-----|---|
| 番   | この日は基地の中の事件であり、議會としても、基地の非劇であり、見舞金を一時金で、高率に処理されておらず、補償関係等、向題に対する意志も決定した。  |
| 番   | 究明も含めて、演習関係損害補償等も含めて、明確にしてもらいたい。事である。   |
| 番   | 民族の悲劇であり、並野清村も基地の中におかれており、今後一言ふたりと相まわると、今後未然に防ぐ意味がある。   |
| 番   | 社会党支部で昨夜検討したが、戦争以上で、初め交渉の余地も焼て、基金も検討したが、全国的にどう動くかわからない。別まに動くかどう。村当局より動く方が、原水協(三団体)とも関連するし、又別々でもやるかどうか、方法として検討したい。 |
| 番   | 村長が村民に呼びかける、後述の形で基金を集める。又区長を通じて部落で集ることにしたい。   |
| 副議長 | この審議員の趣旨は、分るが、方法は別だが、予任り協議會の場合に話した方が、良いと思つて、休題致します。(予任り時れ分)   |
| "   | 再開致します。(予任り時れ分)   |
| "   | 早速、見舞金も、やらせて、トドム位に申し合せて、補償だけでも(見舞金も)動機、原因の公表。米軍のこれに対する処置、今後再び起る様は、演習の方法と、   |

|      |   |
|------|---|
| 副議長  | 休憩致します(午後零時三十分)   |
| ク    | 再開致します(午後零時三十分)   |
| ハ 番  | 沖縄民族とも根本問題に振れて手でやる。又痛憤の裏の力を含めてやるのである。   |
| 副議長  | 見舞金の額は一ドルで済むかお諮り致します。   |
| ク    | 賛成と唱う方もあり。  |
| ク    | ベロ全員賛成の称えであります。下は下ルに決定致します。   |
| 一七 番 | 決議文は(抗議文)は一三番議員と事務局が一社した。   |
| ク    | 賛成と唱う方もあり。  |
| 一八 番 | 基地に在る行政として挿入。基地に反対は別の再度をやる場合、本向題を扱った。   |
| ハ 番  | 基地に反対は米も平和愛好者であり、別にどうもはなし受ける側としても、かりやうで持つて、受入れをし、我々の本当の生の声を取り上げのことは米側は、うつてあることが平和で受けることも下あり。生の声を本当に入れた。 |
| 一 番  | 一つには対外的、一つには対内的の問題で、基地に反対は今やらぬと、色々仕事の関係もあり、又勇気と経済的の関係もあらず、不幸中の千幸として良い。                                  |
| ク    | 対内的に反省する機会として賛成。  |
| 一七 番 | お互い対内的であり、立法院の文にも明らかにし、抗議文が基体でつけられたいし、立法院がやれた程度以上は行き過ぎでございませう。考をうけられし、米軍の感情に早                           |

宜野湾村役所

|    |  |
|----|--|
|    | <p>いとう事である。</p>  |
| 八  | <p>番 之番議員は、理解を望むと思ふ。米軍は基地に於て<br/>     米平和愛好者である。知る所。<br/>     立法院の決議は、英は、我々とは立場は違ふが、立法院は<br/>     政治的立場から、必要であるが、我々は、英と考へて、やむ必<br/>     要がある。</p>  |
| 一〇 | <p>番 基地村とは、知る所が、他村より、やむを得ない。我々が、やむを得ない<br/>     の事もある。立法院の内務程度で、<br/>     民族に、これだけの、修事を、以て、誤解を持つと言ふことは、<br/>     うがと思ふ。現場を見た場合、当然、そう言ふと思ふ。この際<br/>     勇氣を持つやむ必要がある。現地で、見舞し、はかり、渡した、うと<br/>     の事である。</p>                                   |
| 一三 | <p>番 我々も、見舞う電報も、送した。その電文も、痛憤に堪へる。と<br/>     思ふ。何にも、本心を、まげ、必要は、なく、おりの、おし、<br/>     我々も、あり、三、五、七、南、ソ、場合、本、当、に、何、ん、と、申、言、な、ら、う、た、<br/>     静かに、採、集、中、に、起、る、修、事、と、は、安、心、で、な、ら、う、<br/>     基地に、反対する、文、も、是、種、持、入、せ、たい。八番議員に、替、成、<br/>     である。</p> |
| 一七 | <p>番 あり、現場を見、痛憤に堪へ、敢て、替、成、である。<br/>     立法院では、どう、か、思、う。立法院でも、基地反対の、英、が、論<br/>     議、され、お、お、思、う。本、村、も、基地、中、で、絶、えず、存、在、し、お、お、<br/>     現、場、に、お、お、思、う。そ、こ、で、必、要、な、か、ら、い、か、と、思、う。</p>  |

宜野湾村役所

|             |   |
|-------------|---|
| 二<br>番      | <p>案を二番議員と事務局にどうしてある<br/>         入れるべきか、入れざるべきかは、言はわり、痛漬に堪えたりとは、<br/>         そのまゝの案で済んだ、悲劇として、充分納得、行く解決が<br/>         必要、基地化反対は政治的の要素があり、人々の民族の結<br/>         束が <del>乱れ</del> 乱れしてしまう、おそれがあり、日、抗議として、別に後でや<br/>         らうとした。</p>   |
| 一<br>番      | <p>日華基地反対の場合、政治的に、日常ではだが、そう言う<br/>         際、政治的のものは、解釋として、反射作用として、そう言う二<br/>         とするものは、政治的には、どうだい、<br/>         若し、ヤノ渡の場合、政治的の美はわかる、その言葉に對して<br/>         ある言葉と支持した、という意が強いと思つ</p>  |
| 八<br>番      | <p>政治運動の場合、生活とも関連して、おれと別である、政治的<br/>         色彩を持つておれ、対外的には、明ら、感じ、の意と思ふが、<br/>         率直にある問題と見て、そのことであり、おれ現場を見て、政治<br/>         的事を考慮する必要がある、どうか<br/>         その當時の力を、見て、やまへまで、時日が立って、政治的の考<br/>         慮が出て見解が相違あり得る、<br/>         だが、おれを見て、率直の意を傳へるべきで、そう考へる<br/>         事は、村がどうおれ、その事であり、心を配する必<br/>         要がある、</p> |
| 副<br>議<br>長 | <p>林題教士(才居受合時五分)にて、<br/>         再南教士(才居一時)にて、</p>  |

宜野湾村役所

|   |     |   |
|---|-----|---|
| 一 | 番   | 七番議員が言つたおかしさは、決して願せうかうとの意<br>であり、意見を皆一つであり、オニは、そうして聞きたい。  |
| 二 | 番   | 五番議員の何について集めてどう処理するかが、  |
|   | 副議長 | 本日集める   |
|   |     | 休憩致しませ(午後一時十分)  |
|   |     | 再開致しませ(午後一時七分)  |
| 八 | 番   | 日程について、南連する方で、本日スクラップ処理の報告書に<br>よる審査に入る予定だと思ふが、<br>私の方の意見として、初議として南に聞きたい。先週も<br>もみにも、平行線ではなからずとすうらむ。<br>米田の審査の際、再付託の動議を出したが、賛成者がなく<br>成立しなかつた。方法として委員会の内容を問題と成つて<br>どうよく廻りして、同じ結果が出る。この処理として、河津が<br>か方針をまとめて聞きたいので、委員以外の人で、方向を見<br>出して聞きたい。この事で、協議会の形で問題の方向を<br>見出してから、本会議で検討したい。この事で、<br>特別委員のメンバーは列して残りの議員で協議会を南に<br>進め方の方向を見聞してと事で、<br>八番<br>特別委員以外の人が方向を見出して行く事、問題と成る英<br>ホフツで検討してもらいたい。この事で、<br>後述と成る論議されたい。一つは、委員会として当時の<br>契約を認めさせたい。別は結果を認めさせたい。この事で、 |

|      |   |
|------|---|
|      | 差がある。そのれ向題にありはる。  |
|      | 当時としての証據としては認めざるが、事實処理に対する考慮の必要があると思ふ。  |
| 一七 番 | 方向は皆で見おせろうであらうと思ふ。お互が秀せておることは、未納額がとりだして得るか、どうかが大まか取り上げられぬ方向にありと思ふ。  |
| 二 番  | 八番議員の動議に答へ  |
|      | 一七番議員は向口すでに決つておるとの事であらうが、未納額を取り立てられるか、どうかとの事は、良し。   |
|      | 特別委員の利益議會運営上の向題であらうか、別の向題として取り上げて行かうか、どうかを判明したい。  |
| 八 番  | 今の特別委員の方では、歴につき当るとの事であらう。又特別委員の方法であり、又一致すればそれで進む事である。   |
| 副議長  | 八番議員より提出された動議は、成を致しておりませぬ。  |
| 一三 番 | 案は別の向題を降り下げると、無理を通さうとしたらう。どうだった。関係者を憎むのではなく、又どうして事でもは。報告した事、監督でそれに基づいてやたら下げて、委員長に口でよく委員會の向題である。             |
|      | 委員が否定的であり、モク、モク、モク、どうだったの。而して、その別の向題が混乱した。は、柳原さんの意見を取り入れての事であり、委員會の報告書に入れらる。必要は、委員會がよかれば、報告せず、は、長、あり、あま、それ。 |



|    |     |  |
|----|-----|--|
| 一  | 番   | 押入れの必要があるとの事で混乱した。   |
| 二  | 番   | 本員會に再付託は不賛成。二八條にもあり、<br>むしろ、その報告の必要があれば、本條があり、その件そのうち<br>普通通條例、財産の貸付等は違ふ。  |
|    |     | 取扱、全額上の向題、取扱った人等、本向題から降り下げて、<br>やまへるで、最終の結論として、採決で出来たりでなく、<br>司法の手でしか出来たりで、ソブれば、どこから何時出すかも<br>知りたし、又証言は証言として、認めるよりできが、それ<br>評價をするには出来た、役員に知らさなければならぬと思つ<br>証言の内容等も法的に処理する等があるが、委員以外<br>の人でやるにはどうかと思つ |
|    | 副議長 | 休憩致しヨリ(午後二時三十分)  |
|    |     | 再開致します(午後二時三十分)  |
|    |     | 見舞金に付ては終り八番議員より懇談會を持されたとの<br>動議を提出されておりました。  |
| 八  | 番   | 特別委員以外で懇談會を持されたこと下あります。  |
|    | 副議長 | 懇談會の日時口何時か   |
| 八  | 番   | 今日の午後から取り直します。   |
| 一七 | 番   | 責任は持てないが、非公式であれば良いと思つ  |
| 二  | 番   | 一七番議員が責任を持てないとは、<br>内各に付ては、<br>内各に付ては、   |
| 一七 | 番   | 内各に付ては、  |
|    | 副議長 | では御委員がどうかと認めて下さいませんか。  |

宜野湾村役所

宜野湾村役所

|     |  |
|-----|--|
| 副議長 | <p>異議なしと呼び入りあり<br/>御要議の棟にありますので、午後七時より本堂以外で懇談<br/>會を持つことに決定致します。</p> |
| "   | <p>休憩致します(午後二時七分)</p>  |
| "   | <p>再開致します(午後二時十分)</p>  |
| "   | <p>本日の日程はこれで終り、午後三時より、オブリミツ解業対策<br/>全体協議會をすることを致します。</p>             |
| "   | <p>休憩致します(午後二時十三分)</p>   |
| "   | <p>議事録の作成を依頼致します。</p>  |
| "   | <p>議事録の作成を依頼致します。</p>  |
| "   | <p>議事録の作成を依頼致します。</p>  |
| "   | <p>議事録の作成を依頼致します。</p>  |
| "   | <p>議事録の作成を依頼致します。</p>  |
| "   | <p>議事録の作成を依頼致します。</p>  |
| "   | <p>議事録の作成を依頼致します。</p>  |